

5 地方財政計画の推移(平成25～29年度)

(単位 億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総 額	363 768	378 370	402 481	412 064	416 747
地 方 税	340 298	350 806	375 627	387 742	391 383
道 府 県 分	139 001	146 620	170 360	180 772	180 018
道 府 県 民 税	55 153	56 911	57 416	59 198	58 792
個 人 人 割	47 173	48 190	49 224	52 217	51 848
法 人 割	6 800	7 508	7 078	6 080	6 355
利 子 割	1 180	1 213	1 114	901	589
事 業 税	25 109	28 219	36 042	41 866	43 390
個 人 人	1 678	1 795	1 887	1 991	2 030
法 人	23 431	26 424	34 155	39 875	41 360
地 方 消 費 税	26 650	30 043	45 568	48 529	45 993
譲 渡 税	19 280	19 858	31 940	34 539	33 374
貨 物 割	7 370	10 185	13 628	13 990	12 619
不 動 産 取 得 税	3 304	3 633	3 531	3 669	4 108
道 府 県 民 税	1 710	1 509	1 472	1 499	1 508
道 府 県 民 税	486	489	465	455	449
道 府 県 民 税	1 900	948	1 096	1 075	1 319
道 府 県 民 税	9 233	9 442	9 383	9 245	9 310
道 府 県 民 税	15 497	15 480	15 397	15 248	15 174
道 府 県 民 税	4	3	3	3	3
道 府 県 民 税	18	16	16	22	31
道 府 県 民 税	-	-	-	-	-
道 府 県 民 税	16	15	10	9	8
東日本大震災による減免等	△ 79	△ 88	△ 39	△ 46	△ 67
市 町 村 分	201 297	204 186	205 267	206 970	211 365
市 町 村 民 税	88 095	90 172	91 135	90 981	93 440
個 人 人	70 259	70 582	71 396	72 150	73 983
法 人 人	17 836	19 590	19 739	18 831	19 457
固 定 資 産 税	85 968	87 041	87 079	88 156	89 844
土 地 税	33 542	33 630	33 596	33 721	33 641
家 屋 税	36 032	36 974	36 576	37 450	38 490
償 却 資 産 金	15 484	15 509	16 000	16 086	16 826
交 付 金	910	928	907	899	887
軽 自 動 車 税	1 852	1 909	1 999	2 442	2 506
市 町 村 民 税	9 738	9 230	9 007	9 171	9 228
市 町 村 民 税	18	19	20	20	21
市 町 村 民 税	13	11	6	8	17
入 湯 税	220	227	226	220	223
事 業 所 税	3 542	3 464	3 609	3 612	3 666
都 市 計 画 税	11 988	12 266	12 322	12 492	12 575
水 利 地 益 税 等	0	0	0	0	0
東日本大震災による減免等	△ 137	△ 153	△ 136	△ 132	△ 155
地 方 譲 与 税	23 470	27 564	26 854	24 322	25 364
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2 756	2 708	2 663	2 578	2 560
石 油 ガ ス 譲 与 税	110	100	100	93	83
自 動 車 重 量 譲 与 税	2 696	2 656	2 585	2 626	2 560
航 空 機 燃 料 譲 与 税	140	145	147	149	149
特 別 と ん 譲 与 税	125	126	125	125	125
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	17 643	21 829	21 234	18 751	19 887

(資料) 総務省「地方税に関する参考計数資料」

- (備考) 1 平成21年度税制改正により、自動車取得税と軽油引取税は目的税から普通税に改められた。
2 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が用途制限を廃止して改称したものである。
3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。